

ハラスメントを 受けたと思ったら

ハラスメントを受けたと思ったら、
次のような対応をとることが大切です。

.....

- 1 相手に対して「嫌だ（不快である）」といった拒否の意思表示をはっきりと伝えましょう。
- 2 一人で問題を解決しようとしなくて、信頼できる人に相談しましょう。
- 3 ハラスメントが行われた日時や場所、内容等を記録しておきましょう。
- 4 一人で悩んだり、自分を責めたりしてはいけません。
- 5 大学が設置する相談窓口・相談員に相談しましょう。



ハラスメントをなくそう 相談の手引き

どのような言動が ハラスメントになるか

ハラスメントは、いやがらせ、いじめ、苦しませること、悩ませることなどを言います。ハラスメントは、本人の意図がどうであれ、相手を不快にさせる言動です。したがってハラスメントに該当するかどうかは、基本的には相手が不快に思ったかどうかといった被害者の受け取り方が重要になります。

大学で生じるハラスメントには、次のようなものがあります。

セクシュアル・ハラスメント

「セクシュアル・ハラスメント (sexual harassment)」とは、個人の意に反する性的な言動により、その人の人格の尊厳を傷つけ、もしくは利益を害し、または教育・研究・就学・就労の環境を悪化させる等の行為です。

◆ セクシュアル・ハラスメントの具体例 ◆

- 教職員と学生の関係を利用して、成績評価や進級等の有利な取り扱いと引き換えに、交際や性的関係を迫る。または、それを拒否されたら就学上の不利益を与える。
- 先輩と後輩の関係を利用して、交際を迫ったり、必要もないのに身体を触ったりする。それを拒否されたら指導上の不利益を与える。
- 授業や職場で「女はダメだ」、「男のくせに根性がない」などの差別的な発言をする。
- セクシュアル・マイノリティ（性自認や性指向などが少数派の人たち）に対して差別的な言動や、からかいをする。
- セクシュアル・マイノリティであることを理由に、就学上、又は就労上、不利益を与える。
- 猥褻な写真やポスターなどを教室や研究室や職場に掲

示したり、パソコンに猥褻な画像を表示したりすることで他の人に不快感を与えるような環境を作り出す。
(以上は、例示であって、これらに限定されるものではありません。)

アカデミック・ハラスメント

「アカデミック・ハラスメント (academic harassment)」とは、教育・研究上優越的立場にある者がその地位や権限を利用して、相手の研究・学習意欲を害し、または研究・学習環境を悪化させる等の行為です。

◆ アカデミック・ハラスメントの具体例 ◆

- 指導する立場にある教員が相手に対して必要で適切な指導を敢えてしない。
- 個人の能力や性格などについて不適切な発言（「バカ」、「能なし」など）をする。
- 私用を言いつける。

(以上は、例示であって、これらに限定されるものではありません。)

パワー・ハラスメント

「パワー・ハラスメント (power harassment)」とは、職務上優越的地位にある者がその地位や権限を利用して、相手の職務上の権利や利益を侵害し、もしくは勤労意欲を害し、または就労環境を悪化させる等の行為です。

◆ パワー・ハラスメントの具体例 ◆

- 同僚等の面前で個人の能力や性格などについて不適切な発言をする。
- 正当な理由なく過剰な業務を命じ、時間外勤務を強要する。または本来の業務をさせず、雑用だけをさせる。
- 私用を言いつける。
- 業務指示などに関連して、怒鳴ったり、威嚇的な行動をする。
- 業務遂行などに必要な情報を提供しない。

(以上は、例示であって、これらに限定されるものではありません。)

ハラスメントを なくそう

ハラスメントの問題は、新しい社会問題と誤解されがちですが、古くからある問題です。とはいえ、被害を受けた個人にとって深刻で重大な問題として認識されるようになったのは比較的最近になってからです。大事なことは、ハラスメントが個人の尊厳や名誉を深く傷つけ、人権侵害や差別をもたらすということを理解することです。

ハラスメントをなくすために、 次のようなことに十分留意しましょう。

- 個人の人格を尊重すること。
- お互いが対等のパートナーであるという自覚を持つこと。
- 相手を性的な関心や欲求の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- 性的な言動に対する受け止め方は男女間や個人間で大きく異なることを理解すること。
- 指導する立場にある者は、相手が自分に従属する者であるという意識を捨て、相手を尊重すべき一つの人格とみること。
- 職務上優越的立場にある者は、その地位や権限を濫用しないよう常に気をつけること。
- 職場等でのコミュニケーションを密にすること。
- ハラスメントでは、なによりも相手の受け取り方が重要であること。
- 相手が不快に思っているかどうかについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

- 相手が少しでもいやがっていることに気がいたら、同じ言動を繰り返さないようにすること。
- ハラスメントを単なる冗談や些細な問題と考えること。

ハラスメントを受けないために、 次のようなことに十分留意しましょう。

- 怪しいと思った人には、隙をみせないこと。
- 相手の言動に対して、「いやだ」とか「不快だ」と言い、拒否の意思をはっきりと伝えること。

No!



ハラスメントと思ったときは、 次のようなことに十分留意しましょう。

- ハラスメントを受けたと思った日時・場所・内容等を記録しておくこと。
- 自分一人で悩んだり、自分を責めたりしないこと。
- 一人で問題を解決しようとせずに、信頼できる人や本学が設置している相談窓口・相談員に相談すること。



ハラスメントのない 環境を実現するために

ハラスメント防止委員会

ハラスメント (harassment) とは、いやがらせ、いじめ、苦しませること、悩ませることなどを言います。問題になるのは、主にセクシュアル・ハラスメント (性的いやがらせ)、アカデミック・ハラスメント (教育・研究上のいやがらせ)、パワー・ハラスメント (権力的いやがらせ) の三つです。これらのハラスメントは、相手に対して不快感、屈辱感などの精神的苦痛や肉体的苦痛を与え、個人の尊厳や名誉などの基本的人権を侵害し、また相手を差別することにもなります。

成城学園では、「成城学園ハラスメント防止宣言およびガイドライン」を定めていますが、本学でも、すべての学生、大学院生、教職員が、個人として尊重され、お互いの信頼のもとに平等で平穏な勉学、研究、教育、労働、その他の活動ができるように、「成城大学ハラスメント防止委員会」を設置して、ハラスメントを許容しない環境づくりを進めています。

成城大学の学生、大学院生、教職員、その他本学に関わるすべての皆さんに、ハラスメントの防止へのご理解と、ご協力をお願いいたします。

ハラスメント相談窓口・相談員

成城大学では、ハラスメントに関するあらゆる問題に適切・迅速に対応すべくハラスメント相談員を用意しています。相談員は、皆さんがハラスメントを受けたと思ったとき、あるいはハラスメントをしてしまったと思ったときに、適切・迅速な解決に向けた様々な

サポートを行います。我慢したり、一人で解決しようとするよりも、事態が悪化する前に是非ご相談ください。

- 相談員は、はじめに相談の内容について、要望を含めてヒアリングを行います。そのうえで、相談者に対して適切な解決のためのサポートを行います。
- 相談には、所属を問わず、いずれの窓口でも対応しますので、相談しやすい相談窓口・相談員に申し出てください。
- 相談は、電話、メール、手紙等でも受けつけています。
- 相談員および関係者には守秘義務が課せられていますので、相談の内容が部外者に漏れることはありません。プライバシーは必ず守られます。
- 相談したことによって不利益が及ぶようなことは絶対にありません。

(相談員の連絡先は、大学HP大学の取り組み、ハラスメントの防止について「ハラスメント相談窓口・相談員一覧」に記載しています。)(学内のみ参照可)

ハラスメント調査委員会

- ハラスメント防止委員会は、相談員によるサポートによって問題の解決が図れない場合には、ハラスメント調査委員会を招集して適切な問題の解決に向けて関係者から事情を聴取するほか、事実関係を明らかにするために必要な調査を行います。
- 調査を行うにあたり、関係者には意見陳述、弁明その他の発言の機会が十分に与えられることはもちろんです。その関係者の名誉とプライバシーが保護されるよう努めます。
- 調査委員会は、調査報告書を作成し、ハラスメント防止委員会に報告します。防止委員会は、報告書に基づいて問題解決のために適切・迅速な対応をします。